

## 労務管理改善協力委員会会則

### 第1条（名 称）

本委員会は労務管理改善協力委員会と称す。

### 第2条（構 成）

委員会の構成は三重県経営者協会会員会社の労務担当部課長等で以って構成する。

### 第3条（目 的）

本委員会は三重県経営者協会の事業の一環として変遷する時代に即応する新しい労務管理のあり方について調査研究し、現状の労務管理に対する改善策を検討、樹立することを目的とする。

### 第4条（事務局）

本委員会の事務局は三重県経営者協会事務局が行なう。

### 第5条（事 業）

本委員会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 労務管理に関する情報の収集並びに調査活動。
2. 労務管理に関する研究会、研修会、講演会等の開催。
3. 労務管理資料の整理頒布。
4. 三重県経営者協会会員会社に対する指導、助言その他の協力活動。
5. その他。

### 第6条（役 員）

本委員会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
常任幹事	若干名

### 第7条（役員選出）

本委員会の会長、副会長、常任幹事は委員の互選とする。

### 第8条（任 務）

会長は本委員会を代表し会務を統理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

常任幹事は会長、副会長を補佐し重要会務を掌理する。

委員は委員会を構成し会務を推進する。

### 第9条（任 期）

役員任期は2ヵ年とし再任を妨げない。

補欠により就任した役員任期は前任者の在任期間とする。

### 第10条（顧問・参与）

本委員会に顧問および参与を置くことが出来る。

顧問および参与は、委員会に諮り会長が之を委嘱する。

顧問は重要会務につき、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

参与は専門事項に参画する。

#### 第11条（会 議）

本委員会の会議は例会、部会、役員会とする。

例会は全委員が参加して1年に3回（6、10、2月）之を開催し、臨時例会は随時之を開く。

部会、役員会は随時之を開く。

#### 第12条（経 費）

本委員会は経費の一部として会費を徴収する。

会費に関する規定は別に之を定める。

#### 第13条（特 例）

本委員会の施行に関し必要なる事項は会長が別に之を定める。

#### 第14条（施 行）

本会則は昭和51年6月 1日より実施する。

” 昭和55年7月16日一部修正。

” 平成 6年5月24日一部修正。

” 平成16年6月16日一部修正。